

第9期守山市高齢者福祉計画・守山市介護保険事業計画  
策定支援業務プロポーザル等実施要項

1 事業の目的

本業務は、老人福祉法第20条の8および介護保険法第117条に規定する守山市高齢者福祉計画・守山市介護保険事業計画（第9期：令和6年度～令和8年度）の策定について、情報収集や現状分析、会議要旨のとりまとめ、サービス量の推計等を委託することにより、着実かつ効率的に計画を策定することを目的とする。

2 業務名

第9期守山市高齢者福祉計画・守山市介護保険事業計画策定支援業務

3 業務場所

守山市 下之郷三丁目地先

4 業務内容

別紙委託業務仕様書のとおり

5 見積上限価格（税抜き価格）

金 6,450,331円

6 履行期間

令和4年契約締結日から令和6年3月31日まで

7 事業の全体スケジュールおよび受注者決定までの事務手順（案）

- |               |              |
|---------------|--------------|
| ・実施要項発表       | 令和4年5月20日（金） |
| ・質問締め切り       | 令和4年5月26日（木） |
| ・質問回答         | 令和4年5月30日（月） |
| ・一次審査提案書提出期限  | 令和4年6月3日（金）  |
| ・一次審査結果通知（発送） | 令和4年6月9日（木）  |
| ・二次審査提案書提出期限  | 令和4年6月23日（木） |
| ・二次審査の実施      | 令和4年6月27日（月） |
| ・審査結果通知（発送）   | 令和4年7月初旬     |

## 8 プロポーザル方式等の採用の具体的な理由

本業務は、高齢者の介護、福祉、保健の直近の情報等を有していること、また他市町村における同計画の策定業務に従事した経験があるなど計画策定業務に精通し、計画策定に対する創造力、技術力、経験等が必要な業務であり、価格だけの競争にはなじまないため。

## 9 プロポーザル方式等の種別

公募型プロポーザル方式

## 10 公募条件、応募期間、応募方法および業者選定の基準

別紙募集要項のとおり

## 11 提案書作成要領

### (1) 一次審査

ア 提案内容（一次審査に係る提案内容。二次審査に係るプレゼンテーションのための提案書については、一次審査結果通知後に追加で提出すること。）

- (ア) 業務実績（本業務と同種の業務の請負実績）
- (イ) 介護保険制度改正等に係る計画への反映実績
- (ウ) 本計画策定に係る業務体制・連絡調整等
- (エ) 計画策定スケジュール
- (オ) 計画書作成イメージ（過去に作成した計画書の見本等）
- (カ) 業務の見積書

### イ 提案書の様式および部数

- (ア) 参加申込書（様式1）
- (イ) 業務実績（任意様式）
- (ウ) 業務体制、策定スケジュール（任意様式）
- (エ) 見積書（様式2）
- (オ) 提出部数 各1部

### ウ 提出期限

令和4年6月3日（金）午後5時15分まで

### (2) 二次審査

#### ア 提案内容

- (ア) 計画策定に係る企画・提案力
- (イ) 計画策定に係る調査・分析
- (ウ) 計画策定に係る編集力

- (エ) 計画策定に係る重点項目およびその取組の視点
- (オ) 本市高齢者を取り巻く現状の把握と将来展望（市域、3圏域）

(カ) 業務体制・連絡調整等

イ 提案書の様式および部数

(ア) 提案書：任意様式

(イ) 提出部数：8部

ウ 提出期限

令和4年6月23日（木）（一次審査通過者のみ）

(3) 一次審査・二次審査共通事項記入上の注意

ア 提出場所

守山市健康福祉部長寿政策課

イ 提出方法

持参または郵送

ウ 記入上の注意

- ・ 提出期限に遅れたものは失格とする。
- ・ 提出書類に虚偽が認められたものは失格とする。
- ・ 一度提出された提案書等の差し替えは受け付けない。
- ・ 提案書提出後は辞退することはできない。

## 12 質問および回答

本プロポーザルに関する質問は、下記の方法で受け付ける。

(1) 質問方法

質問事項は、質問書（様式は問わない）にて、上記11(3)ア 提出場所に提出すること。提出方法は、持参または電子メール、FAX、郵送等（提出期限必着）によるものとする。電話および口頭による受付は出来ないので留意すること。

電子メールにて質問する場合は、標題を「質問書（提案者名）」として下記のメールアドレスへ送信することとし、電話で受信の確認を行うこと。

メールアドレス：choju@city.moriyama.lg.jp

(2) 受付締切日

令和4年5月26日（木）受付時間は執務時間中とする。

(3) 回答日時および回答方法

令和4年5月30日（月）午前8時30分から

質問書の内容およびそれに対する回答は上記11(3)ア 提出場所の窓口にて掲示する。また、守山市ホームページでも公表する。

### 13 審査方法および審査基準

一次審査（書類審査）を行い、二次審査（プレゼンテーション）を受け、企画提案内容を公平かつ客観的に評価し、最も優れた企画提案を行ったものを受託候補者とする。

#### (1) 審査員構成

審査は次の6人の審査員により行う。

健康福祉部次長級2人、課長級2人、関係課職員2人

#### (2) 一次審査（書類審査）

- ・一次審査で選定される提案者は最大5者とする。
- ・審査結果は各提案者に対し、郵送で通知する。
- ・通知は、令和4年6月9日（木）を予定している。

#### (3) 一次審査 審査項目

- ア 業務実績
- イ 介護保険制度改正等の計画への反映力
- ウ 業務体制・連絡調整等
- エ スケジュール
- オ 編集力
- カ 経済性（予算対比）

#### (4) 二次審査（プレゼンテーション）

- ・二次審査は、一次審査で選定された者（最大5者）について、プレゼンテーションを実施する。
- ・プレゼンテーションは、本計画策定支援業務に携わる者（計画案作成や本市との連絡調整等を主として行う者）において行うものとする。
- ・プレゼンテーションの審査項目は次項(5)のとおりとする。提案書の追加については、令和4年6月23日（木）執務時間中までに、上記11(3)ア 提出場所に提出すること。提出方法は、持参または郵送等（提出期限必着）によるものとする。

#### (5) 二次審査 審査項目

- ア 企画・提案力
- イ 調査・分析力
- ウ 編集力
- エ 計画策定に係る重点項目およびその取組の視点
- オ 本市高齢者を取り巻く現状の把握と将来展望
- カ 業務体制・連絡調整等（情報セキュリティ対策を含む）

(6) 二次審査日時

- ・ 令和 4 年 6 月 27 日（月）
- ・ 1 提案者 30 分程度（質疑応答含む）
- ・ 各提案者のプレゼンテーション開始時間等については、別に通知する。

(7) 審査基準

ア 一次審査

各審査委員による評価点合計の上位 5 者を二次審査対象者とする。

ただし、各審査項目のうち、1 項目でも 5 割未満もしくは 0 点の項目があった場合は失格とする。

イ 二次審査

各審査委員による評価点合計の最高得点者を受託候補者とする。

ただし、各審査項目のうち、1 項目でも 6 割未満もしくは 0 点の項目があった場合は失格とする。

(8) 審査結果の通知

- ・ 令和 4 年 7 月初旬に審査結果の通知文を発送する。

## 14 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

本プロポーザルにより選定した受託候補者を相手方とし、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を行う。

(2) 支払条件

部分払い 有り [1 会計年度内 1 回]

令和 4 年度分として、契約金額の 40%程度を支払うものとする。

令和 5 年度委託業務完了時に、残額を支払うものとする。

## 15 提案書の公開等

提案書の内容に関する著作権は、作成者に帰属する。ただし、守山市は、採択した提案書の内容を無償で使用できるものとする。また、応募された提案書は返却しない。

本件に関して公文書公開請求があった場合は、守山市情報公開条例（平成 11 年条例第 21 号）に基づき、提案書類を公開することがある。

## 16 提案に係る費用の負担に関する事項

提案書の作成、提出その他の提案に係る一切の費用は、すべて提案者の負担とする。

## 17 問い合わせ先

〒524-0013 滋賀県守山市下之郷三丁目2番5号 福祉保健センター内

守山市健康福祉部長寿政策課 担当：吉野、徳永

電話 077-584-5474

FAX 077-581-0203